

(別 表)

1. ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号)

標準処理期間

手続名	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により行われた申請の場合の処理期間	その他の申請の場合の処理期間
ガス事業会計規則 (昭和29年通商産業省令第15号) 第16条に基づく事業年度の例外承認	—	4週
ガス事業会計規則第16条に基づく勘定科目及び財務諸表の例外承認	—	4週